

議案第12号

土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正について

次のとおり土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決（昭和34年3月20日議決）の一部を改正し、平成26年度分の市町村負担金から適用することについて、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
事 業 名	市町村の負担額	備 考	事 業 名	市町村の負担額	備 考
略			略		
水産基盤整備事業 (漁港漁場整備法)			水産基盤整備事業 (漁港漁場整備法)		

(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設(荷さばき所及びこれに附帯する施設を除く。)の整備に係るものに限る。)

水産流通基盤整備

工事費の $\frac{0.75}{10}$ の額
ただし、特定第三種漁港における外郭施設、水域施設及び係留施設(岸壁、物揚場、栈橋又は浮栈橋であつて漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる施設として農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。)に係るものについては工事費の $\frac{0.3}{10}$ の額、第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては工事費の

(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。)

地域水産物供給基盤整備

広域水産物供給基盤整備

工事費の $\frac{0.75}{10}$ の額

工事費の $\frac{0.75}{10}$ の額
ただし、特定第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては工事費の $\frac{0.3}{10}$ の額、第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては工事費の $\frac{0.37}{10}$ の額とする。

	$\frac{0.37}{10}$ の額とする。	
災害関連	工事費の $\frac{0.75}{10}$ の額	
農山漁村地域整備交付金事業（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設（荷さばき所及びこれに附帯する施設を除く。）の整備に係るものに限る。）		
地域水産物供給基盤整備	工事費の $\frac{0.75}{10}$ の額	
水域環境保全創造	工事費の $\frac{0.75}{10}$ の額	
略		

備考 略

<u>漁港水域環境保全対策</u>	工事費の $\frac{0.75}{10}$ の額	
災害関連	工事費の $\frac{0.75}{10}$ の額	
略		

備考 略